

重量税補償 お支払い対象のお客様・対象車両

下記対象の車両を現在ご使用いただいているお客様で、車検証の差替に伴い継続車検時重量税が変更（増額）となったお客様

令和8年度税制改正に伴い、本来継続車検時に2年（2026年5月～2028年4月）減税であったが、排出ガス記号の変更により減税措置が受けられなくなった車両

車名	エンジン名	平成28年排出ガス規制	旧排出ガス記号	新排出ガス記号	補償対象の判別
いすゞ 「ガーラ」	E13C /A09C	2017年7月から 製作し以降登録 した車両	2RG (エコ)	2KG (非エコ)	対象
				2PG (非エコ)	対象
			2TG (エコ)	2PG (非エコ)	対象

- ✓上記で「対象」となっている場合でも元々非エコカー減税対象車※の場合等、車検証の差替により税額が変わらない場合は、本重量税補償の対象外とさせていただきます。
 - ✓車検証の差替完了（2023年9月）後に中古車として取得された車両につきましては、本重量税補償の対象外とさせていただきます。
（同様に車検証の差替完了後にご使用者様に変更となった場合も対象外）
 - ✓リースにてご導入の場合で、継続車検時重量税をリース費用に含み増額分をリース会社様にご負担されるご契約（主にメンテナンスリース）については、リース会社様からのご請求に基づきリース会社様へ補償をお支払いしております。その際は、お客様（ご使用者様）は本重量税補償の対象外となります。
- ※主に構造等変更検査を受けた車両（車検証 型式の末尾に”改”の記載有り）が該当します。